

第2回市民・交流部会協議を踏まえた対処方針及び計画への反映 【第1編】

No.	意見	対応方針・施策への反映	編-章-節 等
1	1項目目と5項目目、及び、2項目目と4項目目に内容の重複があるため、それぞれの項目をまとめてはどうか。 (分野別意見聴取：地域協議会)	ご指摘を受け、それぞれの項目をまとめました。	1-1-1 ■現状と課題
2	項目の並び順について、現状、課題、今後の展望、市の支援とした方が読みやすい。 (分野別意見聴取：地域協議会)	ご指摘のとおり並び順を整理しました	1-1-1 ■現状と課題
3	まちづくり活動への「負担」が大きくなっています…を、まちづくり活動への参画や支援などの「負担」が大きくなっています…に変更してはどうか。	「負担」には、活動に伴う労力や時間、支援に際しての財政や労力、まちづくりを行う関連団体との調整の負担等、様々な負担が合うと想定されるため、これらを総称する形で「負担」との表現を用いることといたしました。	1-1-1 ■現状と課題
4	「参加と協働」…そもそも「協働」の意味が多く市民に理解されているのか、言葉だけが一人歩きしないようにする必要があるのでないか。 (分野別意見聴取：地域協議会)	新計画では、これまで記載されていなかった「自治基本条例」の理念の普及・啓発」を基本施策の一つとして掲げ、「参加と協働」「地域内分権」の理解の深化に努めていく予定です。 また、「参加と協働」「地域内分権」について、それぞれ巻末の用語解説で補足します。	1-1-1 ■現状と課題
5	協働推進員とは何か？地域担当職員とは何か？	「協働推進員」「地域担当職員」について、それぞれ巻末の用語解説で補足します。	1-1-1
		・協働推進員：協働によるまちづくりを積極的に推進するため、庁内に、職員への啓発活動や課内調整、関係他課との連携、情報共有等の役割を担う職員を配置	■達成度をはかる 指標・目標値
		・地域担当職員：住民自治組織の活動が円滑に行えるよう市とのパイプ役として各地域に配置する職員	■基本施策 3 地 域内分権の推進

6	<p>目標値について、住民自治組織に注力するのであれば、例えば、住民自治組織に地域担当職員を一人ずつ配置するといったような目標の方がよいのではないか。</p>	<p>目標について精査した結果、現指標「住民自治組織が他団体（自治会等）と連携・役割分担して取り組む事業数」は、5年間同一の事業を行うとは限らない性質であること、また、市として住民自治組織取り組むべき事項を明確にするため、指標を次のように改めます。</p> <p>「活力あるまちづくり支援金〔重点事業〕採択件数」 ▼R12年度(5年後)目標値：13件〔各組織1事業〕</p>	<p>1-1-1 ■達成度をはかる 指標・目標値</p>
7	<p>市内の小中学校において、子どもに対する日本語教育支援体制が十分に取れていない。</p> <p>総合計画に、日本語指導のできる支援員を必要に応じて学校に派遣する支援員派遣制度や、プレスクール・プレクラスの創設について明記し、子どもに対する日本語教育体制の整備を具体的に進めていただきたい。</p>	<p>市内の小中学校における、子どもに対する日本語教育支援の重要性やニーズにつきましては重々承知しており、厚生・教育部会で審議中の計画 5-1-1 の基本施策 2 において、日本語教育体制の整備に向けた施策の方向性として、「外国籍児童生徒が、日本社会において自ら未来を切り拓いていけるよう、日本の生活習慣への定着や学習環境の充実を図ります。」と明記させていただきます。</p> <p>「日本語指導支援員の派遣」、「プレクラス・プレスクールの創設」等の具体的な施策につきましては、施策の方向性に基づき、教育委員会における個別計画への登載等について検討してまいります。</p>	<p>5-1-1</p>